

公開版

質問番号：令和2年度 質問第12号

答申番号：令和2年度 答申第13号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

- (1) 処分庁は、個人の市民税及び道民税（以下「市・道民税」という。）の減免に係る具体的な審査基準の設定と公表を怠っており、札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号。以下「手続条例」という。）第5条に違反する。
- (2) 請求人は1か月以内の決定を要請したところ、結果が出るまで4か月程度かかると連絡があった。減免申請に対する決定期間が不当に長期間であり、理由の記載もないことから、手続条例に違反する。
- (3) 以上から、請求人に係る令和2年度分の市・道民税（以下「本件住民税」という。）の減免申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市長）の主張

- (1) 本件処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）、札幌市税条例（昭和25年条例第44号。以下「市税条例」という。）及び個人市・道民税減免事務取扱要領（令和2年4月1日財政局税政部市民税課作成。以下「要領」という。）に従い、適法かつ正当に行ったものである。
- (2) 本件処分については、請求人が違法の根拠とする手続条例第5条及び第6条の規定は適用除外となっている。
- (3) よって、本件処分は適法かつ適正なものである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

- ア 令和2年6月12日、処分庁は、請求人に対し、本件住民税の賦課決定処分を行った。
- イ 令和2年6月30日、請求人は、処分庁に対し、市・道民税減免申請書（以下「減免申請書」という。）により、本件住民税について減免の申請（以下「本件減免申請」という。）を行った（減免申請書の処分庁への到達は、同年7月2日）。
- ウ 令和2年7月29日、処分庁は、請求人に対し、本件減免申請を却下することを通知した（本件処分）。
- エ 令和2年8月18日、請求人は、処分庁に対し、本件処分に係る審査請求を行った。

(2) 判断

ア 本件処分は、法第323条を受けて定められた市税条例第35条の規定に基づく申請に対する却下処分であり、また、請求人が本件処分の根拠規定であると主張する要領は、法及び市税条例を受け、減免の具体的な事由や判定基準等の細目について定めた内部規範という法的性質を有するものであることを踏まえると、本件処分が法及び市税条例の規定に基づかず、要領を根拠として行われたものとは認められない。

さらに、市税に関する条例又は規則の規定による処分等については、市税条例第5条の2第1項により、手続条例第5条を含む手続条例第2章（第8条を除く。）の規定は適用されないことから、本件処分は手続的にも違法又は不当な点はないものと判断される。

イ 申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めることの努力義務を行政庁に課した手続条例第6条は、市税条例第5条の2第1項により、本件処分については適用されない。また、減免判定に際して、預貯金等の調査に要する期間や申請者からの提出書類が全て整うまでの期間に4か月程度要することがあるとの処分庁の弁明も、社会通念上許容し得るものと認められることから、違法又は不当であるとはいえない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和2年）

9月7日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
10月5日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
11月3日	請求人が、審理員宛てに反論書を提出
11月10日	口頭意見陳述の実施
11月24日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
12月1日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和3年）

1月15日	審査庁が、本審査会に諮問
2月22日	第1回調査審議（令和2年度第12回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

個人の市民税の減免については、法第323条本文において、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、減免することができることとされており、この「その他特別の事情がある者」とは、失業、退職等により当該年の所得が皆無又は減少したため生活が著しく困難となった者等、主として客観的に担税力を著しく喪失した者をいうとされている（昭和60年12月19日宇都宮地方裁判所判決）。

また、個人の道民税の減免については、個人の市民税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免するものとされている（法第45条）。

これを受け、札幌市は、市税条例第35条において、個人の市民税の納税者で①生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助以外の保護を受ける者、②学生及び生徒、③公益社団法人及び公益財団法人、④震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた者、⑤これらに準すべき者が減免を申請することができ、

当該申請があった場合、市長において特にその必要があると認める者に限り、減免することができると定めており、同条で定めるこれらに準すべき者や減免の必要があると認める者の判定基準については、要領において定めている。要領においては、賦課決定処分の調定年度（以下「対象年度」という。）の初日の属する年の前年の初日から当該対象年度の初日の属する年の末日までに退職等により職業を失い、かつ、再就職したが収入が3割以上減少した者（要領第20条第1項第2号。以下「再就職者」という。）、減免申請者又は減免申請者と生計を一にする配偶者その他の親族の負傷又は疾病に起因し、多額の医療費を支出した者（同項第3号。以下「負傷等者」という。）等であって、生活が著しく困窮し納税をすることが困難であると認められる者（同条第2項）について、減免の対象とすると定めており、同項については具体的には、減免申請者及びこれと生計を一にする配偶者（負傷等者にあっては、負傷を負い、又は疾病にかかった親族を含む。以下「減免申請者等」という。）の収入状況、生活状況等から「減免判定の基礎となる額」と「生活保護基準相当額」を算出し、これらを比較することにより減免の可否を判断することとなる（要領第22条から第28条まで）。

これらのうち、「減免判定の基礎となる額」は、収入（見込）額（対象年度の初日の属する年中に減免申請者等が得た、又は得ることが見込まれる非課税所得を含む一切の収入額（要領第23条）、預貯金等の額（減免申請書の提出日における減免申請者等が管理する預貯金等の額から、対象年度の初日の属する年の初日から減免申請書の提出日までに増減した預貯金等の額を差し引き、又は加えた額（要領第24条第1項））及び資産の額（対象年度の初日の属する年の初日における減免申請者等が所有する土地及び建物に係る固定資産税評価額（要領第25条第1項））の合算額から、減免事由により控除すべき額（対象年度の初日の属する年中に減免申請者等が支払い、又は支払うことが見込まれる額のうち、再就職者にあっては倒産又は廃業等によって負った債務、負傷等者にあっては減免申請者等に係る負傷又は疾病の治療のために必要となる医療費をいい、いずれにも該当する場合はこれらの合算額（要領第26条第1項第1号及び第2号並びに第2項））及び負債の額（資産の額の対象となる土地又は建物に設定された抵当権等により、相手方の債権が担保されている減免申請者が負う債務の額（要領第27条））を控除した額（100円未満切捨て）とされている（要領第22条第2項及び第3項）。

また、「生活保護基準相当額」は、生活保護法第8条第1項の厚生労働大臣の定め

る基準である生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号。以下「生活保護基準」という。）に規定する基準額を用い、減免申請者等及び当該減免申請者等が扶養する親族に係る生活扶助費、住宅扶助費、冬季加算額、期末一時扶助費等を合算した額（100 円未満切上げ）とされている（要領第 28 条第 1 項及び第 3 項）。

そして、「減免判定の基礎となる額」が「生活保護基準相当額」以下となる場合は、減免対象税額（減免事由が発生した日以後に納期限が到来する税額で、減免申請書を提出した時点において未納となっている金額をいう。以下同じ。）の全部が減免となり、「減免判定の基礎となる額」が「生活保護基準相当額」を超える場合で、その差額が減免対象税額未満となるときは減免対象税額から当該差額を控除した額が減免となり、当該差額が減免対象税額以上となるときは減免とならないこととされている（要領第 22 条第 1 項）。

また、市税に関する条例又は規則の規定による処分等については、手続条例第 2 章（第 8 条を除く。）及び第 3 章（第 14 条を除く。）の規定は適用しないとされている（市税条例第 5 条の 2 第 1 項）。

そこで、本件について見ると、請求人と生計を一にする配偶者及び請求人が扶養しているその他の親族はいないことが認められる。また、請求人が本件減免申請の際に提出した生活状況報告書によると、請求人は、再就職者及び負傷等者であることを理由として本件減免申請をしているところ、その対象である本件住民税に係る賦課決定処分の調定年度は令和 2 年度であり、請求人は令和 2 年 2 月 5 日付けで退職していることが認められるとともに、同日以後に多額の医療費を支払い、又は支払う見込みであると申告していることが認められる。したがって、前記のとおり請求人に係る減免判定の基礎となる額と生活保護基準相当額をそれぞれ算出し、これらを比較することにより本件住民税の減免の可否を判断することとなる。

まず、請求人の減免判定の基礎となる額は、収入（見込）額が○円（給与収入、年金収入等）、預貯金等の額が○円（預貯金口座○件）、資産の額が○円であり、減免事由により控除すべき額が○円（医療費の額）、負債の額が○円であるため、○円となることが認められる。

次に、請求人の生活保護基準相当額は、生活扶助費が○円（居宅に係る基準生活費）、住宅扶助費が○円、冬季加算額が○円、期末一時扶助費が○円であるため、○円となることが認められる。

以上により、請求人に係る減免判定の基礎となる額〇円は請求人に係る生活保護基準相当額〇円を超えており、その差額〇円は本件減免申請に係る減免対象税額〇円以上であるため、処分庁が要領に基づき本件住民税を減免しないこととする本件処分を行ったことが認められる。

この点、処分庁が本件処分の判断根拠としている要領は、法及び市税条例の規定に基づく市・道民税の減免について、その判定基準や手順を具体化したものであるところ、対象年度の初日の属する年中における減免申請者等の収入や預貯金等の額を把握した上で、その最低限度の生活費の客観的な指標である生活保護基準に規定する額により算定した生活保護基準相当額との比較により、当該年中における申請者の担税力を客観的に測定し、その結果に応じて減免の可否や程度を判断することとしている。減免の措置については、租税負担の公平性の見地から厳格かつ客観的な基準に基づき運用されるべきであるところ、要領で定めている判定基準や手順が法及び市税条例の規定に照らして合理性や公平性を欠いているとはいえず、したがって、その定めに基づいて本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、処分庁は令和2年1月から3月までの期間における生活保護基準相当額の算定に当たり、平成31年4月1日現在において適用されていた生活保護基準に規定する基準額を用いていることが認められる。この点、生活保護基準は令和元年10月に改正されており、要領第28条第1項において生活保護基準相当額の算定に当たっては生活保護基準に規定する基準額を用いるとされていることから、令和2年1月から3月までの期間における生活保護基準相当額の算定に当たっては改正後の生活保護基準に規定する基準額を用いるべきところであるが、当該基準額を用いて算定した場合においても、前記のとおり請求人に係る減免判定の基礎となる額は生活保護基準相当額を上回り、その差額は減免対象税額以上となるものであることから、結論において本件処分を取り消すべきものということはできない。

また、請求人は、市・道民税の減免申請に係る審査基準の公表等が行われておらず、また、減免の判定に必要となる要件について条例及び規則において具体的な定めがなく、減免の判定を市民に非公表とされている要領に基づいて行っていることから、本件処分は無効であり、また、手続条例第5条第2項（正しくは、同条第3項と思われる。）にも反する旨を主張している。

しかし、前記のとおり、本件処分は、法第323条を受けて定められた市税条例第35

条の規定に基づく申請に対する却下処分であるところ、要領は、法及び市税条例を受け、減免の判定基準や手順を具体化したものにすぎないことに加えて、市税に関する条例又は規則の規定による処分等については、市税条例第5条の2第1項により、手続条例第5条を含む手続条例第2章（第8条を除く。）の規定は適用されないことから、処分庁が要領を公表していなかったとしても、本件処分を取り消すべき違法又は不当な点があると評価することはできない。なお、請求人の主張が市税条例の規定そのものに対する不服であるとするならば、それは法令の制定改廃に関する要望というべきものであり、行政庁の処分が違法又は不当なものであるかどうかについて審理判断を行う審査請求手続においては、そのような要望について審理判断を行うことはできない。

さらに、請求人は、処分庁から、本件減免申請に対する結果が出るまで4か月程度かかると連絡があったことについて、不当に長期間であり、理由も書かれていないとから、手続条例に違反する旨も主張している。

しかし、申請に対する処分を決定するまでに通常要すべき標準的な期間を定めることの努力義務を行政庁に課した手続条例第6条は、市税条例第5条の2第1項により本件処分については適用されない。また、そもそも当該連絡は本件処分そのものの適法性に影響を及ぼすものではないと認められる上、本件減免申請から本件処分までに要した期間は約1か月間と、請求人が希望した期間内に決定されている。これらを考慮すると、請求人の当該主張は、本件処分に対する不服ではなく、当該連絡そのものへの不服であるというべきものであるが、当該連絡は行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為ということはできず、審査請求手続において審理判断を行うことはできないものである。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委 員（会 長） 岸 本 太 樹

委 員 林 賢 一

委 員 片 桐 由 喜